

第6回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年10月9日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第6回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和7年10月9日(木)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一
- 4、出席委員(16名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男

5、欠席委員

17番 今 関 喜 明

6、議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~4)
- 第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について
- 第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1~2)
- 第6 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1)
- 第7 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~5)
- 第8 報告第4号 転用事実確認証明について(整理番号1~4)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	主任書記	井内和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第6回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第6回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は今関喜明委員より所用のため欠席の旨、連絡がありましたことを報告申し上げます。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、中村和敏委員および板倉小百合委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～4）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、砂田字谷、地目、畑の2筆、面積763.35㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は経営規模縮小のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや右下に1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

戻りまして、1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、南今泉字前川、地目、田の2筆、面積994㎡を贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は経営規模縮小によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央に1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

戻りまして、5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、桂山字向根、地目、田の1筆、面積568㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は相続財産精算のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央右に1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから12ページまでになります。

戻りまして、9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

整理番号4、申請地は、富田字北田、地目、田の3筆、富田字八石、地目、田の1筆、北吉田字法熊、地目、畑の2筆、北吉田字曲田、地目、田の1筆、合計面積8,846㎡に、使用貸借権を設定しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営移譲の再設定のため、義務者は農業後継者と経営移譲の再設定をするため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページから4ページをご覧ください。

3ページ中央左下に1-4と示した箇所と4ページ中央に1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料13ページから18ページまでになります。

戻りまして、13ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われる。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、大野勝弘委員、お願いいたします。

○大野委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告いたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

10月4日に武田推進委員とともに現地にて、義務者にお会いして話を伺いました。

そのあとに権利者宅に訪問いたしました。

双方とも今回の申請内容に間違いがないということでした。

義務者は以前から申請地を権利者に貸していたそうですが、自身が高齢になってきたため、売ることにしたそうです。

申請地は権利者の自宅に隣接しており、利便性も高く、義務者の意向を受け、買うことにしたそうです。

権利者は専業農家で夫婦で農業経営をしており、農業機械もそろっております。

また申請地は、野菜栽培や稲の育苗用に、ビニールハウスが建てられていて、綺麗に整備されていきました。

特に問題ないと思われますが、慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、八角功次委員、お願いいたします。

○八角委員 はい。議案第1号整理番号2の案件について、調査報告いたします。

内容は事務局説明のとおりです。

10月2日に、八角推進委員さんと権利者宅にて、義務者と同時にお話を伺いました。

申請のあった農地は、以前より権利者が作付しており、両者は親戚関係にあり、今回、話の中で、所有権を変えることになったそうです。

権利者は営農組合に所属しており、農機具等もそろっています。

何ら問題はないと思いますが、委員の皆様方の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3から4の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 はい。議案第1号整理番号3について、調査報告を申し上げます。

内容については、事務局の説明のとおりです。

今月5日、鶴澤推進委員と現場確認を行いました。

義務者は相続財産精算のため、耕作をお願いしている権利者をお願いしたところ、引き受けてもらえたということで、今回の申請に至っています。

権利者は、隣接する田んぼと、つなげて1枚として耕作しており、施設機械等も整っており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いします。

以上です。

続いて、議案第1号整理番号4について、調査報告を申し上げます。

内容については、事務局の説明のとおりです。

今回の案件は、権利者が市外に、在住しており、申請地も富田と北吉田に点在していることから、今関委員さん、北田推進委員さんと調査を行いました。

調査報告については、私の方からさせていただきます。

10月3日、代理人である権利者より話を伺いました。

権利者、義務者は親子です。

農業者年金の受給手続きのために行った父から子への、農地法第3条の使用貸借権の設定による経営移譲について、使用貸借契約の期間が満了となることから、親子の間で再度使用貸借契約を締結し、経営移譲の再設定を行うものであります。

申請に、間違いございませんとのことで、権利者も現在耕作を行っている農業者であり、何ら問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の4ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は5人、権利の設定をする者は5人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が32筆で、面積22,466.93㎡でございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が5件でございます。

それでは、整理番号1から5の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、南玉、田が5筆、1,316㎡、5年、物納、全面積でコシヒカリ1等米2俵、新規。

整理番号2、養安寺及び大網、田が9筆、7,745㎡、14年、物納、10a当たりコシヒカリ

Ⅰ等米Ⅰ.5俵、新規。

続きまして、7ページをご覧ください。

整理番号3、上谷新田、田が2筆、2,266㎡、10年、物納、Ⅰ0a当たりコシヒカリⅠ等米Ⅰ俵、新規。

整理番号4、清名幸谷、田が3筆、2,471㎡、10年、物納、Ⅰ0a当たりコシヒカリⅠ等米Ⅰ俵、新規。

続きまして、8ページをご覧ください。

整理番号5、清名幸谷、田が13筆、8,668.93㎡、5年、物納、Ⅰ0a当たりコシヒカリⅠ等米Ⅰ.5俵、新規。

なお、整理番号Ⅰから5の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますが、整理番号2以外の案件につきましては、利用権設定から制度変更による更新となり、報告を省略させていただきます。

なお、整理番号2の案件につきましては、更新ではありますが、借受者の変更が伴いますので、調査報告をお願いいたします。

○議長 整理番号2について、岡本佳之委員、お願いいたします。

○岡本委員 はい。それでは整理番号2について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

借受人、貸付人とも電話での確認をいたしました。

今回の申請に双方とも間違いはないということで、今回の申請は利用権設定の更新に当たりますが、借受人が父から子に変更することと、新規扱いの更新を行いましたとのこと。

以前より作付けを行っておりますので、特に問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 調査された皆様、ご苦勞様でした。

これより、整理番号Ⅰから5について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号Ⅰから5に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号Ⅰから5について、一括して採決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から5について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から5の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第5、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第6、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第7、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第8、報告第4号「転用事実確認証明について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書9ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

農地の所在地及び届出者につきましては議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

宅地用地として、所有権移転するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の11ページから13ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は5件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の14ページから15ページをご覧ください。

転用事実確認証明は、4件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員と確認しましたところ、目的どおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第5から日程第8の報告事項を終了いたします。

◎そ の 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第6回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時26分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年10月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 中村 和敏

署名委員 板倉 八合